

件 名 小学校教師用指導書の取得に係る追認について

1 概要

令和元年度及び令和5年度に購入した小学校教師用指導書について、飯能市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決が必要にもかかわらず、議会の議決を経ずに購入していたことから、当該購入手続を遡って有効なものとするべく、追認を求めるものです。

2 内容

令和元年度及び令和5年度に購入した小学校の教師用指導書について、飯能市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決が必要とされる予定価格2,000万円以上の動産の買入に該当していたにもかかわらず、議会の議決を経ずに購入していたことが判明しました。

本件については、担当職員をはじめ教育委員会全体の認識不足により、本来必要な議決を経ずに教師用指導書を購入するという、行政運営上あってはならない事務処理を行ったものであり、深くお詫びを申し上げます。

教育委員会では、市長部局との連携、協力により、二度とこのような事態が生じないように、再発防止に向け取り組んでまいります。

なお、当該購入手続を遡って有効なものとするため、9月定例会に当該財産の取得について追認を求める議案を提出します。

担当者 学校教育課長 福島 真実
連絡先 Tel042-973-3018（直通）